

◎新潟県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年5月9日

新潟県新潟地域振興局長 庭野 芳樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427の3から乙3427の6まで
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため